平成２４年（フ）第２４５８号
大阪市浪速区下寺３丁目18番４号　ロイヤルハイム下寺２Ａ号
債務者　井上津留子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３４号
大阪市住吉区長居東３丁目18番27号　松旭マンション106号
債務者　土居　浩一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８２号
大阪府豊中市熊野町１丁目５番14号
債務者　橋本　正人
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３１号
大阪府八尾市高砂町１丁目33番地の２　市営住宅25―６号、前住所大阪府八尾市高砂町１丁目75番地の20
債務者　上村　　薫
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４３号
大阪市東成区大今里１丁目18番９号
債務者　佐々木眞一郎
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３７号
大阪府八尾市柏村町２丁目65番地の１　グリーンシルエ八尾Ｃ４―202号
債務者　岡本　正樹
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０３８号
大阪市港区築港３丁目３番１―913号
債務者　大原　幸俊
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５３号
大阪府大東市北条６丁目８番22号
債務者　原電気通信設備こと　原　　俊一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３２８号
大阪府東大阪市花園東町１丁目10番14号
債務者　大出　敏美
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７７号
大阪市生野区巽北３丁目12番38号
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９７号
大阪市城東区今福西１―４―１　リーガル大阪城東301号、住民票上の住所大阪市城東区中央１丁目１番31―804号
債務者　西村　泰彦
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１１号
大阪府枚方市堂山２丁目18番１号
債務者　富　　正人
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３４号
大阪府門真市新橋町８番14号
債務者　森　　学（旧姓開）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３６号
大阪府箕面市箕面２丁目11番43号
債務者　齋藤　正美
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４０号
大阪府摂津市千里丘東５丁目17番３号
債務者　村田　悦子（旧姓濱﨑・大門）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４５９号
大阪市旭区新森１丁目７番２―628号
債務者　藤井　靖夫
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６９号
大阪市西区本田３丁目５番10号702
債務者　﨑山　正寛
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部